号中「又は第六号ニ」を削り、同号イ中「の額をいい、」を「の額（ニに、「その払い込んだ金額」を「、その払い込んだ金額。第六号イ及びハ⑴並びに第二十七項において同じ。）に、「及び第六号イ」を「並びに第六号イ及びハ」に改め、同号イ⑵中「第六号並びに第二十八項及び第二十九項」を「第三十一項及び第三十二項」に改め、「。第六号において同じ」を削り、同項第四号イ中「（ロに掲げる累積投資上場株式等がある場合には、当該累積投資上場株式等の取得に要した金額として政令で定める金額を控除した金額）」を削り、同号ロを削り、同号ハ中「及びロ」を削り、同号ハを同号ロとし、同項第五号イ中「令和二十四年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、「又は特定累積投資勘定」を削り、同項第六号中「累積投資契約により取得した」を削り、「ロに掲げるもの」の下に「イに掲げるものにあつては、累積投資契約により取得したものに限る。）」を加え、「特定累積投資勘定に特定累積投資上場株式等を受け入れる時前に取得をしたもの」を「その上場株式等が上場されている金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの」に、「からホまでに掲げるもののみを受け入れること」を「及びニに掲げるもののみを受け入れること、当該金融商品取引業者等は、政令で定めるところにより基準経過日（当該口座に初めて特定累積投資勘定を設けた日から十年を経過した日及び同日の翌日以後五年を経過した日ごとの日をいう。）における当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の住所その他の政令で定める事項を確認することとされていること」に改め、「、当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日において当該特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等は、第四号ロの移管がされるものを除き、当該特定累積投資勘定が設けられた口座から、政令で定めるところにより他の保管口座に移管されること、当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日において当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等は当該特定非課税管理勘定が設けられた口座から、政令で定めるところにより他の保管口座に移管されること」を削り、同号イ中「二十万円（ニに掲げる上場株式等がある場合であつて、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から百二十万円を控除した金額が零を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額）」を「百二十万円」に改め、「超えないもの」の下に「（特定累積投資上場株式等を当該口座に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該口座に受け入れているハの上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（同年の前年十二月三十一日に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。ハ⑵及び第二十九項において同じ。）の合計額が千八百万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除く。）」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　当該口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの期間（ハにおいて「受入期間」という。）内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等のうち、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が二百四十万円を超えないもの（上場株式等を当該口座に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

⑴　当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（当該属する年の前年十二月三十一日に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。第二十九項において同じ。）の合計額が千二百万円を超える場合

⑵　当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額、当該受入期間に係る特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年において当該口座に受け入れているイの特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が千八百万円を超える場合

第三十七条の十四第五項第六号ニを削り、同号ホ中「及びニ」を削り、同号ホを同号ニとし、同項第七号イ中「令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日までの期間内」を「令和六年以後」に改め、「累積投資勘定が設けられる年を除く。」を削り、同号ロ中「又は政令で定める書類の提出」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第八項中「第三十一項」を「第三十四項」に改め、同条第二十三項中「及び第二十七項から第二十九項まで」を「、第三十一項及び第三十二項」に改め、同条第三十七項中「第三十四項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十六項中「第三十三項及び第三十四項」を「第三十六項及び第三十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十五項中「第三十三項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十四項中「第三十一項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十三項中「第三十一項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十二項を同条第三十五項とし、同条第三十一項を同条第三十四項とし、同条第二十九項を同条第三十三項とし、同条第二十八項中「から令和十年まで」を「以後」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十七項を同条第三十一項とし、同条第二十六項中「第二十項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十六項の次に次の三項を加える。

27　金融商品取引業者等の営業所の長は、令和七年以後の各年の十二月三十一日（以下この項において「基準日」という。）において当該営業所に開設されていた非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等がある場合には、当該非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び生年月日、当該上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額その他の財務省令で定める事項（以下この項及び次項において「基準額提供事項」という。）を、基準日の属する年（同項及び第二十九項において「基準年」という。）の翌年一月三十一日までに、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該基準額提供事項につき帳簿を備え、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の各人別に、基準額提供事項を記載し、又は記録しなければならない。

28　前項の基準額提供事項の提供を受けた同項の所轄税務署長は、当該基準額提供事項に係る居住者又は恒久的施設を有する非居住者の非課税口座で当該基準額提供事項に係る基準年の翌年分の特定累積投資勘定が設けられているものが開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長が同項の所轄税務署長と異なる場合には、当該所在地の所轄税務署長に当該基準額提供事項を通知するものとする。

29　居住者又は恒久的施設を有する非居住者の非課税口座で基準年の翌年分の特定累積投資勘定が設けられているものが開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長は、当該特定累積投資勘定及び当該特定累積投資勘定と同時に設けられた特定非課税管理勘定に係る特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額その他の財務省令で定める事項を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、当該事項の提供を受けた当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、当該特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額を通知しなければならない。

第三十七条の十四の二第十項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改める。